

# 中小企業金融円滑化法施行令案及び同内閣府令案の概要

(平成21年11月30日(月)公表)

## 施行令案で規定される事項の概要

### 1. 貸付条件の変更等の対象となる中小企業者の範囲

中小企業者の範囲は、「法律」において中小企業基本法等をもとに規定されているところ、「施行令」により、業種の特性に鑑み、更に中小企業として追加あるいは除外されるべき者を規定。

- ・ 追加する者：(イ)ゴム製品製造業、(ロ)ソフトウェア業・情報処理サービス業、(ハ)旅館業、について中小企業基本法より規模要件を緩和した者、(ニ)農事組合法人、(ホ)漁業等の事業を営む法人でない団体
- ・ 除外する者：金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く）

### 2. 貸付条件の変更等の対象から除外される者の範囲

- 「法律」において、金融機関や大会社の子会社等を、貸付条件の変更等の対象から除外。「施行令」では、こうした、金融機関や大会社と特殊の関係のある者の範囲を規定。

- ・ 金融機関の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社
- ・ 大会社の子会社等

## 内閣府令案で規定される事項の概要

### 1. 施行令で定める金融機関又は大会社の子会社等の判断基準

- 「施行令」で規定する子会社等、関連会社の要件を規定。

- ・ 子会社は、議決権の過半数を保有している場合
  - ・ 関連会社は、議決権の100分の20以上を保有している場合
- (注) 上記以外に特別目的会社でかつ、実質的に関係のある関連会社を含む

### 2. 金融機関が緊密な連携を図る者

「法律」で、金融機関が連携を図るべき政府関係金融機関等として、日本政策金融公庫、信用保証協会、住宅金融支援機構を例示。「内閣

府令」では、このほか個別の機関名を列挙。

- ・（公的機関）商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫等
- ・（農業系保証機関）農業信用基金協会、農林漁業信用基金等
- ・（住宅ローンを扱う公的機関）沖縄振興開発金融公庫等

### 3. 金融機関に求められる体制整備の内容

「法律」により、金融機関に義務付けられている体制整備の具体的内容を規定

- ・ 顧客の申込みに対応するための措置の実施に関する方針の策定
- ・ 上記措置の状況を適切に把握するための体制
- ・ 上記措置に係る苦情相談を適切に行うための体制
- ・ 中小企業者の事業の改善又は再生の支援を適切に行うための体制
- ・ 上記措置の実施にかかる記録の保存

### 4. 開示・当局への報告の方法・内容

「法律」により、金融機関に義務付けられている開示、当局への報告の方法、具体的内容を規定

〔方法について〕

- ・ 開示、報告の頻度は、銀行が四半期、その他の金融機関は半期
- ・ 各開示・報告の対象期間経過後、45日以内に開示・報告

〔開示、当局への報告の内容について〕

- ・ 貸付条件の変更等の実施状況（件数・金額） 開示・報告
  - 申込み / 実行 / 謝絶（反復継続的な借換えを謝絶した場合を含む） / 審査中 / 取下げ
  - 謝絶のうち、他の金融機関等の応諾判断にもかかわらず謝絶した案件（他の金融機関が条件変更したことを認識しつつ謝絶、保証協会の保証応諾判断にもかかわらず謝絶）の件数・金額を開示
- ・ 条件変更に向けた基本方針等、体制整備の概要 開示・報告
- ・ 謝絶、取下げに至った案件の概要、理由 報告

このほか、施行日を定める政令等を別途規定。

（以上）

政令第 号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令

内閣は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第

号）第二条第二項第一号及び第十号、第四条第一項第二号及び第四号、第八条第二項、第九条、第十二

条、第十四条第二項並びに第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「金融機関」とは、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に

関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する金融機関をいう。

（中小企業者の範囲）

第二条 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める業種は、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サ

ービス業を除く。）とする。

2 法第二条第二項第十号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の会社及

び個人であつて、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を主たる事業とするもの（法第二条第二項第一号に掲げるものを除く。）

二 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業とするもの（法第二条第二項第一号に掲げるものを除く。）

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であつて、旅館業を主たる事業とするもの（法第二条第二項第一号に掲げるものを除く。）

#### 四 農事組合法人

五 中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一条第三号に掲げるもの

（金融機関と特殊の関係のある者）

第三条 法第四条第一項第二号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 金融機関の子会社等

二 銀行を子会社等とする親会社等

三 銀行を子会社等とする親会社等の子会社等（当該銀行及び前二号に掲げる者を除く。）

#### 四 金融機関の関連会社等

2 前項に規定する「親会社等」とは、他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の法人をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の法人の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人は、その親会社等の子会社等とみなす。

3 第一項に規定する「関連会社等」とは、法人（当該法人の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が、出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人の役員若しくは使用人である者又はこれらであった者の就任、融資、債務の保証、担保の提供、技術の提供、事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人（子会社等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（大会社と特殊の関係のある者）

第四条 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、大会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社をいう。次項において同じ。）の子会社等及び関連会社等とする。

2 前項に規定する「子会社等」とは、大会社によりその意思決定機関を支配されている他の法人として主務省令で定めるものをいう。この場合において、大会社及び子会社等又は子会社等が、他の法人の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人は、その大会社の子会社等とみなす。

3 第一項に規定する「関連会社等」とは、法人（当該法人の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が、出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人の役員若しくは使用人である者又はこれらであった者の就任、融資、債務の保証、担保の提供、技術の提供、事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人（子会社等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（報告を通知する大臣）

第五条 法第八条第二項に規定する政令で定める大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。

(検査及び監督に係る政令で定める法律)

第六条 法第九条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
- 四 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）
- 五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 六 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 八 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

(主務省令への委任)

第七条 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

(主務省令)

第八条 この政令における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 法第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる金融機関 内閣府令

二 法第二条第一項第四号及び第七号に掲げる金融機関 内閣府令・厚生労働省令

三 法第二条第一項第八号から第十四号までに掲げる金融機関 内閣府令・農林水産省令

(財務局長等への権限の委任)

第九条 法第十四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第八条第一項の規定による報告の受理（金融庁長官の指定する金融機関に関するものを除く。）については、金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2 法による農林水産大臣の権限のうち法第八条第一項の規定による報告の受理（地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする法第二条第一項第八号及び第九号に掲げる金融機関に関するものに限る。）については、金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。

(報告の経由)

第十条 法第十五条に規定する政令で定めるものは、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働

金庫が法第八条第一項の規定により金融庁長官及び厚生労働大臣に報告するものとする。

2 前項の報告は、当該労働金庫の地区の属する都道府県の知事を経由して行わなければならない。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。ただし、第五条（法第六条の規定に基づく措置に係る部分に限る。）の規定は、平成 年 月 日から施行する。

○内閣府令第 号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第 号）

第四条第四項、第五条第二項、第六条、第七条第一項から第三項まで及び第八条第一項並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第 号）第三条第二項及び第三項、第四条第二項及び第三項並びに第七条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令

（定義）

第一条 この府令において「金融機関」とは、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項（第四号及び第七号から第十四号までを除く。）に規定する金融機関をいう。

(金融機関と特殊の関係のある者)

第二条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令(以下「令」という。

) 第三条第二項に規定する主務省令で定めるものは、他の法人(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人その他これらに準ずる他の法人であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。次条第一項本文において同じ。)の総株主等の議決権(法第四条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。次項第一号及び次条第一項において同じ。)の過半数を自己の計算において保有している法人とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人の意思決定機関(令第三条第二項に規定する意思決定機関をいう。次条第一項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2 令第三条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて法人(当該法人の子会社等(同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)を含む。)が子会社等以外の他の法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人（当該法人の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の法人（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の法人その他これらに準ずる子会社等以外の他の法人であつて、当該法人がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この号において同じ。）の総株主等の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の法人

二 法人（当該法人の子会社等を含む。）の子会社等以外の特別目的会社（事業内容の変更が制限されており、かつ、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社と同様の事業を営む会社をいう。次条第二項において同じ。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 当該法人の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該法人がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役又はこれに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他当該法人がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(大会社と特殊の関係のある者)

第三条 令第四条第二項に規定する主務省令で定めるものは、大会社（会社法（平成十七年法律第八十六号

）第二条第六号に規定する大会社をいう。以下この条において同じ。）がその総株主等の議決権の過半数を自己の計算において保有している他の法人とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2 令第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、大会社（当該大会社の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の子会社等以外の特別目的会社であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて大会社が特別目的会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが

できないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 大会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役又はこれに準ずる役職に就任していること。

二 大会社から重要な融資を受けていること。

三 大会社から重要な技術の提供を受けていること。

四 大会社との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

五 その他大会社がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(申込み等を受けた金融機関が緊密な連携を図る者)

第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社商工組合中央金庫

二 株式会社日本政策投資銀行

三 沖繩振興開発金融公庫

四 独立行政法人奄美群島振興開発基金

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構

六 独立行政法人福祉医療機構

七 独立行政法人住宅金融支援機構

2 法第四条第四項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 農業信用基金協会

二 漁業信用基金協会

三 独立行政法人奄美群島振興開発基金

四 独立行政法人農林漁業信用基金

(申込みを受けた金融機関が緊密な連携を図る者)

第五条 法第五条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 沖繩振興開発金融公庫

二 独立行政法人福祉医療機構

(対応措置の実施に関する方針の策定等)

第六条 金融機関は、法第六条の規定により、法第四条及び第五条の規定に基づく措置を円滑にとることができるように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施に関する方針の策定
- 二 法第四条及び第五条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の整備
- 三 法第四条及び第五条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の整備
- 四 法第四条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者（同条第一項に規定する中小企業者をいう。）の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の整備
- 五 次に掲げる記録の保存

イ 第二号の体制の下で把握された法第四条及び第五条の規定に基づく措置の状況の記録

ロ 第三号の体制の下で行われた法第四条及び第五条の規定に基づく措置に係る苦情相談の記録

2 前項第五号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

(対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等)

第七条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる金融機関の区分に応じ、当該各号に定める各期間とする。

- 一 法第二条第一項第一号に掲げる金融機関 毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間
- 二 法第二条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる金融機関 毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間
- 2 金融機関は、別紙様式第一号により作成した法第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。第九条第四項において同じ。）を含む。）の縦覧を、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に開始し、一年間公衆の縦覧に供しなければなら  
ない。
- 3 法第七条第一項に規定する主務省令で定める営業所又は事務所は、次に掲げる営業所又は事務所とする。
  - 一 無人の営業所又は事務所

二 外国に所在する営業所又は事務所

(対応措置等に関する説明書類の記載事項)

第八条 法第七条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施状況とする。

2 法第七条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、第六条第一項第一号に規定する方針の概要及び同項第二号から第四号までに規定する体制の概要とする。

(対応措置等に関する説明書類の電磁的記録等)

第九条 法第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。あつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 法第七条第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態におく措置として主務省令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する措置とする。

(行政庁への報告に係る期間等)

第十条 法第八条第一項に規定する主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる金融機関の区分に応じ、当該各号に定める各期間とする。

一 法第二条第一項第一号に掲げる金融機関 毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間

二 法第二条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる金融機関 毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間

2 法第八条第一項の規定による報告は、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に行わなければならない。  
い。

(行政庁への報告内容)

第十一条 法第八条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施状況（金融機関が申込みを拒否した場合又は申込みをした者が当該申込みを取り下げた場合にあつては、その主な理由を含む。）

二 第六条第一項第一号に規定する方針及び同項第二号から第四号までに規定する体制に関する事項

2 金融機関は、別紙様式第二号により前項各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(報告の経由)

第十二条 金融機関（令第九条第一項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を除く。）は、法第八条第一項の規定による報告を財務局長又は福岡財務支局長に行うときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長がある場合にあつては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して報告を行わなければならない。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この府令は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第六条、第八条及び第十一条（第八条及び第十一条にあつては、法第六条の規定に基づく措置に係る部分に限る。）の規定は、平成 年 月 日から施行する。

（対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する期間の特例）

- 2 法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。）及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一

項中「十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日まで」及び「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日（法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあつては、平成 年 月 日）から平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

【別葉1を挿入】

【別葉2を挿入】

別紙様式第1号（第7条関係）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（記載上の注意）

- 1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要  
第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針について、その概要（当該措置の実施に対する取組の方針及び当該措置に係る体制（役員の関与を含む。）の概要を含む。）を記載すること。また、当該措置の実施に関する方針と法の施行日前における対応措置に違いがある場合は、その内容も記載すること。
- 2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要  
第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制について、その概要（当該措置の状況を適切に把握するための記録の保存及び当該措置の状況の役員への報告の概要を含む。）を記載すること。
- 3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要  
第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制について、その概要（当該苦情相談を受け付けるための本店又は主たる事務所における独立した苦情相談窓口の設置の状況及び当該苦情相談を受け付けるための従たる営業所又は事務所における体制の状況を含む。）を記載すること。
- 4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要  
第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制について、その概要（法第4条第1項の規定に基づく措置を行った中小企業者に対して、経営状況の継続的な把握及び経営に関する相談又は指導を行う体制の概要を含む。）を記載すること。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(記載上の注意)

- 1 別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと。
- 2 別表中の各欄には、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること。
- 3 別表1、別表3及び別表5に記載する額は、これらの別表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- 4 この様式中の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予（以下「元本の返済猶予等」という。）であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。
- 5 元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付けの条件の変更等」に該当しないものとする。ただし、債務者から申込みを受けた元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、「貸付けの条件の変更等」とみなして、別表中の「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。
- 6 この様式中の「信用保証協会等」とは、信用保証協会及び第4条第2項各号に掲げる者をいう。
- 7 この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第2項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。
- 8 この様式中の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等の申込みであって書面で受け付けたもの（金融機関の職員が債務者からの口頭の申込みの内容に係る記録を行ったものを含む。）をいう。
- 9 この様式中の「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいう。
- 10 この様式中の「謝絶」とは、実行を拒否することをいい、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの（当該貸付けの条件の変更等の申込みに係る貸付債権について、信用保証協会等において当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く。）については、「謝絶」をしたものとみなす。

なお、別表中の各欄の集計に当たっては、一度「謝絶」に係る貸付債権として計上したものについて、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて謝絶をした場合であっても、「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権には再度計上しないこととする。ただし、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて実行をした場合には、「申込み」に係る貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。
- 11 この様式中の「審査中」とは、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあったものの、未だ当該申込みについて、「実行」、「謝絶」又は「取下げ」に至っていない状態をいう。
- 12 この様式中の「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいう。ただし、債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても、当該債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合は、

これらの決定又は命令に係る貸付債権は、「取下げ」に係るものとみなす。

13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項に規定する緊密な連携を図るよう努める者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。

14 別表3及び別表4中の「他の金融機関が法の施行日後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とは、債務者から他の金融機関が貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。

15 法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる法第7条第1項の説明書類を作成するときは、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。

16 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

17 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日（複数回借り替えられるものにあつては、最後に借り換えられる日。以下17において同じ。）の前日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日において「実行」に係る貸付債権に計上する。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

18 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債

権に借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

19 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる日の前日までの間は「審査中」の貸付債権に計上し、当該借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

20 平成 23 年 9 月末において「審査中」の貸付債権（条件変更対応保証に係るものを除く。）については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。

別紙様式第2号（第11条関係）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第8条第1項に規定する報告

年 月 日

（提出者）本店又は主たる  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者 役職・氏名 印

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第8条第1項の規定に基づき、法第4条から第6条までの規定に基づいてとった措置の詳細に関する事項を次のとおり報告します。

記

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

（記載上の注意）

- 1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針  
第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針（当該措置の実施に対する取組の方針及び当該措置に係る体制（役員の関与を含む。）の概要を含む。）を記載すること。また、当該措置の実施に関する方針と法の施行日前における対応措置に違いがある場合は、その内容も記載すること。
- 2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項  
第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項（当該措置の状況を適切に把握するための記録の保存及び当該措置の状況の役員への報告の概要を含む。）を記載すること。
- 3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項  
第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項（当該苦情相談を受け付けるための本店又は主たる事務所における独立した苦情相談窓口の設置の状況及び当該苦情相談を受け付けるための従たる営業所又は事務所における体制の状況を含む。）を記載すること。
- 4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項  
第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項（法第4条第1項の規定に基づく措置を行った中小企業者に対して、経営状況の継続的な把握及び経営に関する相談又は指導を行う体制の概要を含む。）を記載すること。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表6まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表5) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要

[債務者が中小企業者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名又は商号若しくは名称	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要

[債務者が中小企業者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名又は商号若しくは名称	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表7から別表10まで）

（別表7）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表8）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表 9) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要

[債務者が住宅資金借入者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由

(別表 10) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要

[債務者が住宅資金借入者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由

(記載上の注意)

- 1 別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと。
- 2 別表中の各欄には、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること。
- 3 別表1、別表3及び別表7に記載する額は、これらの別表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- 4 この様式中の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予（以下「元本の返済猶予等」という。）であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。
- 5 元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付けの条件の変更等」に該当しないものとする。ただし、債務者から申込みを受けた元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、「貸付けの条件の変更等」とみなして、別表中の「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。
- 6 この様式中の「信用保証協会等」とは、信用保証協会及び第4条第2項各号に掲げる者をいう。
- 7 この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第2項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。
- 8 この様式中の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等の申込みであって書面で受け付けたもの（金融機関の職員が債務者からの口頭の申込みの内容に係る記録を行ったものを含む。）をいう。
- 9 この様式中の「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいう。
- 10 この様式中の「謝絶」とは、実行を拒否することをいい、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの（当該貸付けの条件の変更等の申込みに係る貸付債権について、信用保証協会等において当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く。）については、「謝絶」をしたものとみなす。

なお、別表中の各欄の集計に当たっては、一度「謝絶」に係る貸付債権として計上したものについて、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて謝絶をした場合であっても、「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権には再度計上しないこととする。ただし、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて実行をした場合には、「申込み」に係る貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。
- 11 この様式中の「審査中」とは、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあったものの、未だ当該申込みについて、「実行」、「謝絶」又は「取下げ」に至っていない状態をいう。
- 12 この様式中の「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいう。ただし、債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても、当該債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合は、

これらの決定又は命令に係る貸付債権は、「取下げ」に係るものとみなす。

13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項に規定する緊密な連携を図るよう努める者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。

14 別表3及び別表4中の「他の金融機関が法の施行日後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とは、債務者から他の金融機関が貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。

15 法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる法第8条第1項の報告を行うときは、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。

16 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

17 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日（複数回借り替えられるものにあつては、最後に借り換えられる日。以下17において同じ。）の前日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日において「実行」に係る貸付債権に計上する。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

18 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債

権に借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

19 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる日の前日までの間は「審査中」の貸付債権に計上し、当該借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

20 平成 23 年 9 月末において「審査中」の貸付債権（条件変更対応保証に係るものを除く。）については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。